

二宮町空家等対策計画について

1. 背景

人口減少や超高齢社会の到来などにより、適切に管理されていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

国では、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用の促進を目的とした「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家法」という。）を制定し、平成 27 年 5 月に全面施行しました。

空家法では、第一義的には空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が自らの責任により空家等の適切な管理に努めることを明示し、市町村は空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めることが示されています。

2. 二宮町空家等対策計画

(1) 計画の位置づけ

二宮町総合計画を上位計画とします。

空家法第 6 条に基づく計画とし、計画に盛り込む内容は空家法第 6 条第 2 項に定める項目とします。

参考 (以下、条文抜粋)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(2) その他

①本町の現状

少子高齢化社会と人口減少時代を迎え、二宮町でも高齢者が増加し、人口は減少傾向にあります。昭和40年代から始まった大規模な宅地開発に伴って、団塊世代を中心として増加した町民が次第に高齢化しています。

○住宅・土地統計調査（総務省）による空き家総数 1,810戸

○町独自で実施した空き家の実態調査による空き家総数 254戸

②計画の目的

空家等への対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策についての基本的な考え方を定めます。

③基本理念

空家等問題に対し、所有者等、地域住民・事業者等、行政といった多種多様な主体が協働して対策を講じ、取り組んでいきます。

④計画期間

二宮町総合計画中期基本計画（～平成30年度まで）、後期基本計画と連動させ、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

⑤具体的な施策

「予防」、「適正管理の促進」、「流通・利活用の促進」の観点から具体的な施策を検討します。

⑥空家等対策に体制整備

空家法第7条に規定されている「協議会」の設置や特定空家等に関する協議を行う体制整備について、委員会で検討していきます。

3. 策定時期

平成30年4月（予定）